

「令和2年度千葉市食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見の概要と市の考え方

4 実施体制に関すること（2件）

意見の概要	市の考え方	修正
1 食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度が適切に運用されるよう、事業者への指導を行うことを要望致します。	食品用器具・容器包装についてポジティブリスト制度の詳細については、今後、国から示されていく予定であり、その動向に注視し、適切な対応を行います。	—
2 保健所や市の消費者センターに寄せられる食品関係の情報を重視して共有化するなど、消費者や消費者行政部門との連携を一層強めていただくよう引き続き要望いたします。	消費者行政部門との連携については、本計画のとおり、食に関する庁内関係機関で構成する「食の安全連絡協議会」において、連携の強化を図っています。 なお、消費生活センターに寄せられる食の安全に関する情報については、その都度、保健所が情報提供を受け対応しています。	—

7 食品等の試験検査に関すること（2件）

意見の概要	市の考え方	修正
3 <u>食品等試験検査計画において、県内産農水産物、乳児用食品、学校給食等に関する品目において放射性物質検査を継続されることは意味があることと評価しております。子どもの食や健康を心配する消費者にとっては、安心感につながります</u> <u>今後も、食の安全を守る上で必要な検査の継続と結果の迅速な公表を要望すると共に、検体数や検査方法等が変更される場合には、消費者への報告と説明をお願いします。</u>	放射性物質検査に供する食品については、乳幼児が多く摂取する食品を積極的に選定することとしています。令和2年も前年度と同様に、150検体の検査を実施し、検査結果を市ホームページで公表する予定です。	—

	意見の概要	市の考え方	修正
4	<p><u>千葉県食品衛生監視指導計画(案)には記載されておりませんが、2020年4月から食品栄養成分表示の猶予期間が過ぎます。行政機関として次のことにつきましてどのように対応するのかお尋ねします。</u></p> <p><u>2020年以降、千葉県としては食品栄養成分表示の違反につきましてどのような対応をとるのか？</u></p> <p><u>栄養成分表示の値につきましてどのような方法で確認するのか？</u></p> <p><u>市内に流通している製品をどのような方法で収集し、また値の検証についてはどのような機関で対応するのか？</u></p>	<p><u>保健事項を所管している庁内関係機関において、他自治体の状況も考慮し、今後検討していく予定です。</u></p>	—

8 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進に関すること（1件）

	意見の概要	市の考え方	修正
5	<p><u>改正食品衛生法で定められる、すべての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）に対しHACCPに沿った衛生管理手法導入を進めていく上で、事業者が困惑せず実施できるよう丁寧な説明と支援をお願いいたします。</u></p> <p><u>特に小規模事業者に対しては、改正食品衛生法の施行（本年6月1日）時に「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」導入について周知されていることが重要です。広報活動や講習会の開催等、スムーズに導入されるように十分な支援をお願いします。</u></p> <p><u>また「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の考え方は、家庭での食中毒予防にも役立つものと思います。ぜひ、消費者教育、学習の一環として、消費者へ紹介する機会を設けてください。本制度の浸透にもつながると思います。</u></p>	<p><u>市内のHACCPに沿った衛生管理が必要な食品等事業者（食品の製造、加工、調理、販売等）に対しては、郵送等で個別に制度の周知を行っているところです。</u></p> <p><u>また、原則すべての食品等事業者が衛生管理計画を作成する必要があることから、令和元年度は、小規模事業者が円滑に作成できるようセミナーを開催したところです。</u></p> <p><u>令和2年度についても、引き続き講習会等を通じて小規模事業者が円滑に導入できるよう助言等を行っていく予定です。</u></p>	—

9 食中毒防止対策（1件）

	意見の概要	市の考え方	修正
6	<p>食中毒の発生件数が減らないカンピロバクターによる食中毒を防ぐために、食品事業者、消費者へ、生食または加熱不十分な状態で食するリスクについて、継続的に普及啓発を図るよう要望します。</p> <p>鶏肉の取り扱い及び提供状況を監視の重点項目として掲げられたことは、食中毒防止対策への意義が大きいと賛同します。<u>併せて、感染による広域での発生、重症化するO157、ノロウイルスについても、食品事業者や消費者に対する食中毒発生時の注意喚起、その対処方法等の広報・啓発の強化をお願いします。特に、広域連携協議会や食中毒調査支援システム（NEFSD）で得た発生情報については、市民に対し迅速な発信、注意喚起を求めます。</u></p>	<p>（4）大規模食鳥処理場及び（6）食肉取扱施設を重点的に監視する施設とし、食鳥肉等の取扱状況の確認、十分な加熱等の指導を監視項目として実施します。<u>また、広域連携協議会について引き続き参加を行い、広域的な食中毒事件に対する情報の提供や収集に努めるとともに、市ホームページ等を通じ、市民や食品等事業者に対する注意喚起等を速やかに行います。</u></p>	—

10 食中毒等健康危害発生時の対応に関すること（1件）

	意見の概要	市の考え方	修正
7	<p>引き続き消費者に対し、いわゆる「健康食品」の利用にあたっての正しい知識や利用上の注意点等について、啓発や情報提供の充実強化をお願いします。</p> <p><u>消費者が、いわゆる「健康食品」やサプリメントをインターネット販売や通信販売で手軽に購入し利用できる状況の中で、健康被害に関する注意喚起は必至です。改正食品衛生法に基づく事業者からの健康被害情報の届出制度を十分に活用し、速やかに情報発信できる体制整備をお願いします。</u></p>	<p><u>健康食品による健康被害等の情報収集・届出については、今後、国から情報収集体制等が示される予定であり、引き続き注視していく予定です。</u></p> <p>また、食品等事業者に義務付けられている健康危害に関する報告等の周知に努めるとともに、市ホームページ等を通じ、市民や食品等事業者に対する注意喚起等を速やかに行うよう努めます。</p>	—

1 1 市民、食品等事業者への情報提供及び意見の交換に関すること（2件）

	意見の概要	市の考え方	修正
8	<p><u>令和2（2020）年に食品表示法が完全施行（原料原産地表示は2022年）するにあたり、特に小規模事業者に対し、新表示制度へ変更になる旨の注意喚起が必要だと考えます。事業者が新表示制度について確認する機会を再度設ける等、監視指導に合わせ事前の方策を検討しても良いのではないのでしょうか。</u></p>	<p>食品表示法の完全施行に向けて、庁内関係機関及び民間団体と連携し、市ホームページや食品衛生講習会等を通じた適正表示の徹底を図ります。</p> <p>また、消費者に対しても市ホームページや講演会・意見交換会など様々な機会を捉えて情報提供等を実施します。</p>	—
9	<p><u>食品衛生・食の安全施策をすすめていくためには、事業者はもとより市民・消費者との連携が欠かせないと考えます。そのために、日頃から監視指導計画の進捗状況や監視状況について情報提供いただきたいと考えます。また、消費者、消費者団体との双方向のリスクコミュニケーション、意見交換の機会を増やしていくことも重要と考えます。最近では、鳥インフルエンザ、CSF(豚コレラ)といった食用動物の感染症等を心配する声も聴かれます。食の安全に関する新たな問題についても、速やかに消費者に情報提供いただけると、市民の安心感も高まると思います。</u></p>	<p>パブリックコメントを多く寄せていただくには一人でも多くの方に計画案を知ってもらうことが重要です。そのためには計画案を説明する場である講演会・意見交換会に多くの方に参加していただけるよう講演会後のアンケートの実施や、広く関係団体への協力を求めるなど、開催方法を今後も工夫して実施します。</p> <p><u>また、鳥インフルエンザ等の感染症等に関する情報についても、厚生労働省等からの通知を受け、必要に応じてホームページ上で今後も情報提供していきます。</u></p>	—